

非公式訳
投資委員会事務局説明書
件名：投資委員会布告第 1/2564 号に基づく
研究開発またはエンジニアリングデザインによる
効率向上措置に基づく奨励申請

仏暦 2564 年（2021 年）1 月 13 日付投資委員会布告第 1/2564 号、件名「効率向上措置」に基づく研究開発またはエンジニアリングデザインによる効率向上のための投資奨励を明確化するため、投資委員会事務局は以下の通りに説明書を発行した。

第 1 項 奨励申請

1.1 恩典申請者は、仏暦 2565 年（2022 年）の最終営業日までに「投資委員会布告第 1/2564 号に基づく研究開発またはエンジニアリングデザインによる効率向上措置に基づく恩典付与基準に従う奨励申請書添付書式（F PA PP 28）」とともに、一般事業用投資奨励申請書（F PA PP 01）、サービス事業用投資奨励申請書（F PA PP 03）、または中小企業（SMEs）用投資奨励申請書（F PA PP 29）を用いて、「奨励申請書」を提出する。

1.2 恩典申請者は、海外からの機械輸入または国内での購入を含むプロジェクトに基づく投資金額または支出が発生する前に奨励申請書を提出すること。また入れ替える機械は新品のみとする。

1.3 恩典申請者は、生産またはサービスの効率を向上させるための研究開発またはエンジニアリングデザインに関する投資計画を提示すること。また、投資または支出の合計が奨励申請日からの最初の 3 年間における総売上の 1%以上でなければならない。中小企業（SMEs）の場合は、投資または支出の合計が奨励申請日からの最初の 3 年間における総売上の 0.5%以上でなければならない。

但し、効率向上のための研究開発またはエンジニアリングデザインのための投資金額または支出は、奨励申請のプロジェクトのみを売上と検討・比較する。

1.4 恩典申請者が同意された重要な内容に関する実施計画の変更または修正を行う場合は、海外からの機械輸入または国内での購入を行う前に検討・承認を得るために、奨励証書発給日より 3 年以内にプロジェクト変更を申請すること。

1.5 恩典申請者は奨励証書発給日より 3 年以内に実行を完了させること。また、事務局が指定する書式を用いて操業開始を申請すること。

第2項 範囲および恩典

2.1 効率向上のための研究開発またはエンジニアリングデザインのための投資範囲は、以下の基準に準拠すること。

- (1) 研究開発 例：機能および用途の改良のための製品開発への投資、または新製品のプロトタイプ開発など。
- (2) 効率向上のためのエンジニアリングデザインへの投資 例：効率改善または製造不良削減のための製造工程設計など。

2.2 追加恩典申請が対象とする投資金額および費用

2.2.1 技術およびイノベーションの研究開発

(1.1) 自社による研究開発または国内における他社に依頼する場合は基礎産業の研究、応用研究、試験的開発、エンジニアリングデザイン、電子設計で、その詳細は以下の通りとする。

- 1) 実務上、理論上の実行または経済的価値があり、または現有の知識の進展のために新しい知識を生み出すために行われるその他の活動
- 2) 基礎知識の利用方法に関する研究
- 3) 応用するための処方の開発またはエンジニアリングデザイン、電子設計
- 4) 新製品および新工程の選択肢を評価するための試験
- 5) エンジニアリングデザイン、電子設計、建設、プロトタイプ、ダミー、開発キットの試験
- 6) プロトタイプ開発
- 7) パイロット製造工程、パイロット工場（PILOT PLANT）の建設
- 8) プロトタイプ開発またはパイロット製造工程開発による新製品または新しい製造工程の欠陥を直すための技術的活動
- 9) 製品の研究開発、プロトタイプ開発またはパイロット製造工程開発による新しい製造工程に直接関連するエンジニアリング、機械設置
- 10) 新製品製造またはプロトタイプ開発またはパイロット製造工程開発による新しい製造工程、製品または現行の製造工程改善のためのエンジニアリングデザイン、電子設計
- 11) 新しい素材、工具、製品、製造工程、システム、サービスの開発、現行の製品、製造工程の改善のために現行の知識の利用
- 12) 技術、器具、ソフトウェアの変更を含む新製品、新サービスを生み出す製品、サービスに関するイノベーション、機能および用途の顕著な改善

(1.2) 研究開発に発生する投資または費用は以下の通りとする。

1) 給与、月給

- 研究者、研究助手、技術者、実験室スタッフ、プロジェクトの専門家、そして提案された研究開発プロジェクトで働くその他の人員の給与または月給、提案された研究開発プロジェクトで勤務するために訓練された専門家や従業員人の給与。
- 顧問を雇う費用、研究開発プロジェクトを進めるために使用する専門家サービス費用、ただし、器具などの実演説明を除く。

なお、給与および月給とは歳入法典第 40(1) 条に基づく福利厚生費を含むこととする。

2) 器具・機材の代金

- 日常使用される器具・機材を除き、研究開発プロジェクトに使用される器具・機材を仕入れる費用。
- 研究開発プロジェクトのために器具・機材の調整、修理、校正に発生する費用および研究開発プロジェクトに使用するために器具・機材の改造に発生するエンジニアリング費用。

3) 実験室にするための建物の建設、改造、修理に発生する費用

4) サンプルや製品の分析、試験のための実験サービス料金

5) 研究開発用の材料、必要資材の代金

6) トレーニングまたはセミナーに参加する本人の食事代、宿泊料、日当を除き、トレーニングまたはセミナーに発生する交通費（航空の場合は実際使用したエコノミークラスのみ）を含む研究開発に直接関連するタイ人スタッフの教育、トレーニング費用、とくに国内外にて研究開発を行う者より外部でのトレーニングまたはセミナーへの参加

7) 国内における研究開発の外注に発生する費用。研究開発の依頼先は歳入局長官の布告、件名：研究開発者リストに基づき認可された研究開発者リストに載っている者でなければならない。

8) 研究開発に使用される知的財産の購入費またはライセンス料

9) 国内外における研究開発成果の保護申請に発生する費用。ただし、顧問料および知的財産権保護の年次手数料を除く。

10) 以上の項目に計上できない次の研究開発プロジェクトその他の直接経費

- 特許の検索、研究専門誌の購入、研究データベースなど研究のための情報収集費用
- 自由契約者への謝礼(顧問や図面での承認の場合は本人の個人所得納税エビデンスを添付すること)
- ソフトウェア使用許可料金
- ソフトウェアのプレミアムサポート (PREMIUM SUPPORT) 費用
- 実験、現場実験、試料採取、データ収集のための外注料金
- 研究開発のためのマーケティング調査、経済調査の外注料金
- 実験農場、実験農園、実験室の賃貸料

11) TALENT MOBILITY プロジェクト、または同意されたその他のプロジェクトにおいて民間部門の競争力を向上するために、公的教育機関又は研究機関からの科学、技術及びイノベーションの人材を民間部門で研究開発、技術的な問題解決、スタンダードシステムの分析試験、および技術経営に関し勤務することを推進するための費用。

12) 効率向上のための研究開発またはエンジニアリングデザインによる高度技術研修 (ADVANCED TECHNOLOGY TRAINING) の受講費。タイ人人材への技術面の知識移転を促進するため、通常の業務研修ではなく、追加恩典を申請する事業における効率向上のための研究開発またはエンジニアリングデザインに直接関連する高度技術面の研修でなければならない。また、得られる知識は追加恩典の申請者の特定状況において新鮮なものであり、高度技術研修の結果をその後の業務に活動できなければならない。なお、高度技術研修における費用は、タイ人人材の研修で実際に発生した費用であり、それが社内での研修であるか社外の国内外での研修であるかを問わない。またその研修に参加するための交通費も含む(飛行機の場合はエコノミークラスの航空券料金に限る)。なお、研修における参加者の手当、食費および宿泊費は除く。

(1.3) 効率向上のために海外の機関と共同研究開発またはエンジニアリングデザインを行う場合

- 1) 第 2.2.1 (1.1) 項に基づく研究開発またはエンジニアリングデザインの範囲内で行われる活動でなければならない。同意された国内で行われる活動もなければならない。
- 2) 追加恩典を申請するための投資または費用は第 2.2.1 (1.2) 項に基づくものでなければならない。なお、奨励者に発生した費用のみ算入する。

- 3) 該当のプロジェクトで勤務するタイ人人員の 50%以上が海外の研究開発またはエンジニアリングデザインのプロジェクトで勤務しなければならない。

2.2.2 生産ラインまたはサービスの効率向上のための国内で開発された技術のライセンス料とは、生産ラインまたはサービスの効率向上を目的としてタイ国籍者またはタイ国籍者が登録資本金の 51% 以上出資した法人の研究成果からの技術の権利譲渡契約または技術移転のための契約により発生された料金を意味する。これらの研究成果は特許、著作権、トレードシークレット、植物特許、地理的表示など知的財産法に基づき承認されたものでなければならない。なお、法人税免除期間中に発生した料金のみとする。

2.2.3 他の政府機関から同様な目的での事業支援ための補助金を受けている場合、免除される法人所得税の計算に使用する投資金額として計算されない。

2.3 奨励取得者の資格

- (1) 奨励申請事業は仏暦 2564 年（2021 年） 1 月 13 日付投資委員会布告第 1/2564 号に基づく業種であること。また仏暦 2564 年（2021 年） 3 月 8 日付投資委員会布告第 Por. 1/2564 号に基づく業種を除き、奨励申請時に投資委員会が公示した対象業種であること。
- (2) 恩典申請者は他の政府機関から同様な目的で研究開発またはエンジニアリングデザインに関する事業のための税制上の恩典の重複取得をしていないこと。

2.4 付与される恩典

- (1) 機械の輸入税を免除する。
- (2) 法人所得税を 3 年間免除する。ただし、投資金額（土地代および運転資金を除く）の 50%を上限とする。なお、既存事業からの収入を法人所得税免除対象とする。

第3項 法人所得税免除の恩典使用指針

- 3.1 法人所得税免除対象の収入は、奨励証書取得後に発生する収入であり、奨励証書発給日の翌日からとする。
- 3.2 法人所得税免除の恩典使用は各会計期間の当該プロジェクトによる純利益の全額のみを対象として使用すること。分けて一部だけ使用することは出来ない。
- 3.3 被奨励者が純利益を持ち、法人所得税免除の恩典使用を希望せず、法人所得税を納付した年には、納付された法人所得税税額が奨励証書に示された法人所得税免除金額から引かれない。しかし、法人所得税免除の期間は数え続ける。
- 3.4 法人所得税免除金額の換算に使用するためのプロジェクト投資金額の計算は以下の2つの場合において検討される。
 - 奨励証書発給日から3年間以内に操業開始を申請する場合：投資金額は奨励申請日から操業開始申請日まで数える。
 - 奨励証書発給日から3年後に操業開始を申請する場合：投資金額が奨励申請日からスタートし、奨励証書発給日から3年間となる日まで数える。なお、実施開始延期が許可される場合は、指標に向けて実施するための延期のみとする。しかし、奨励証書発給日から3年後以降の投資金額は法人所得税免除対象外となる。
- 3.5 法人所得税免除恩典を申請する各会計期間の法人所得税の上限額は、実際の投資金額の50%とする。

以上、お知らせする。

(署名)

投資委員会事務局

仏暦 2565 年 (2022 年) 5 月 17 日